

公 告 第 4 3 2 号

平成 2 8 年 2 月 2 5 日

日本旅行健康保険組合

理事長 小谷野 悦光

平成 2 8 年度における平均標準報酬月額のお知らせ

健康保険法第 4 7 条の規定による、当組合の平成 2 7 年 9 月 3 0 日現在における全被保険者の報酬月額を平均した額（平均報酬月額）及び平成 2 8 年度の平均標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

記

1. 平成 2 7 年 9 月 3 0 日現在の平均報酬月額 3 1 5, 1 4 2 円
2. 平成 2 8 年度における平均標準報酬月額（等級） 3 2 0, 0 0 0 円（2 3 等級）
3. 適 用 期 間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

(注)上記 2. の平均標準報酬月額は、任意継続被保険者の平成 2 8 年度における上限額として適用されるものです。

以上